

秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例について

幼保推進課

1 改正理由

- ・ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により、幼稚園及び特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」という。）の職員による虐待について、発見者による通報並びに所管行政庁による事実確認、児童の安全確保等の措置及び専門的な知識を有する者への措置状況の報告が義務付けられた。
- ・ 当該専門的な知識を有する者として秋田県社会福祉審議会を指定し調査審議させるため、同審議会の調査審議事項に当該報告に係る事項を加える必要がある。

2 主な改正内容

- （1）秋田県社会福祉審議会が調査審議する事項に、幼稚園等における入園児虐待に係る措置に関する知事又は教育委員会の報告に係る事項を加える。（第2条関係）
- （2）児童福祉専門分科会の部会が調査審議する事項に、（1）の報告に関する事項を加える。（第8条関係）

3 施行期日

公布の日（令和7年10月10日）

施行日：令和7年10月1日

①制度の現状・背景

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく**安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある。**
 - 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、**職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組み**が設けられているところ、**保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。**
- (※) なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を发出（令和5年5月）するなどの対応を行っている。

②改正内容

- **保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。**
 - ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ・都道府県による虐待の状況等の公表
 - ・国による調査研究 等
- **もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。**

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、**幼稚園**、**特別支援学校幼稚部**、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館